

国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程及び国立大学法人  
 京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程</b>                      (平成25年達示第79号)</p> <p>(前略)                      (利益相反マネジメント室)</p> <p>第13条 <u>本学に、利益相反マネジメントに関し教職員等からの相談等の対応、利益相反マネジメントに関する事務その他利益相反マネジメントの支援に関する業務を行うため、利益相反マネジメント室(以下「マネジメント室」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 マネジメント室に、室長及び利益相反カウンセラー(以下「カウンセラー」という。)を置く。</u></p> <p><u>3 室長は、総長が指名する本学の教職員をもって充てる。</u></p> <p><u>4 室長は、マネジメント室の室務を総括する。</u></p> <p><u>5 カウンセラーは、本学の教職員又は学外の有識者のうちから室長が委嘱する。</u></p> <p><u>6 マネジメント室に、必要に応じてその他の職員を置くことができる。</u></p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、マネジメント室に関し必要な事項は、室長が定める。</u></p> <p>(中略)                      (委員会等に関する事務)</p> <p>第22条 <u>委員会及び審査委員会の事務はマネジメント室において、臨床研究審査委員会の事務は医学部附属病院事務部臨床研究戦略課において処理する。</u></p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程</b>                      (平成26年達示第38号)</p> <p>(前略)                      (不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 本学に、競争的研究費等の不正防止</p>	<p>第13条 <u>削除</u></p> <p>(委員会等に関する事務)</p> <p>第22条 <u>委員会及び審査委員会の事務は総合研究推進本部において、臨床研究審査委員会の事務は医学部附属病院事務部臨床研究戦略課において処理する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第84号)                      この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>実施本部（以下「不正防止実施本部」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止実施本部は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 最高管理責任者</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。）</p> <p>(3) 最高管理責任者が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10) 高等研究院長</p> <p>(11) 最高管理責任者が指名する事務本部の部長</p> <p>(12) その他最高管理責任者が指名する者 若干名</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後略)</p>	<p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) } (同左)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、<u>総合研究推進本部長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12) } (同左)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>附 則（令和6年達示第84号） この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>